

(第十二部)

# 國第二十二回參議院建設委員會會議

昭和三十年六月三十日(木曜日)午前十一時四十五分開会  
六月二十八日委員前田櫻君は死去され  
た。

委員の異動  
二十八日委員前田櫻君は死去され  
出席者は左の通り。  
委員長 石川 榮一君  
理事

委员

委員

石井 桂君  
赤不 正雄君  
近藤 信一君  
武藤 常介君

事務局側	建設大臣	國務大臣	岡田	西村
	建設省大臣官房長	政府委員	中村	酒井
	建設省計画局長	建設政務次官	湯山	利雄君
	滋江	今井	宮本	邦彥君
	操一君	石破	田中	義一君
		二朗君		勇君
		耕君		一君

常任委員	菊池
常任委員	菊池
會專門員	三君
會專門員	三君
當任委員	武井
當任委員	篤君
會專門員	篤君
會專門員	篤君
建設課長	篤君
建設課長	篤君
住宅局	篤君
住宅局	篤君
建設省	篤君
建設省	篤君
說明員	篤君
說明員	篤君

○田中一君 今配付になりました資料の御説明をまず願います。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 先般御要求のありました入居者の所得別、職業別、地域別という内容をあげたわけですが、これは公営住宅につきましては、公営住宅法に基いて、第一種については家賃の六倍から十五倍以下で三万二千円以下、二種は一万六千円以下。要するに、二種は一種の半分程度の安いところを境界にいたしております。最大は特別であります。従つて、これは低家賃という意味で、職業についても特に限定がしてありませんし、地域はいずれも全国であります。これの基礎は公営住宅法であります。

日本住宅公团法案、住宅融資保険法案、「公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求めるの件」を議題に供します。

前回に引き続きまして、総括質問を続行いたします。質疑のおありの方は、

○公営住宅法第六条第三項の規定に基  
き、承認を求めるの件（内閣提出、  
衆議院送付）

○委員派遣承認要求に関する件

- 本日の会議に付した案件
- 日本住宅公団法案（内閣提出、衆議院送付）
- 住宅融資保険法案（内閣提出、衆議院送付）
- 公営住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求めるの件（内閣提出、衆議院送付）
- 委員派遣承認要求に関する件

公庫住宅の方は、これも住宅金融公庫法の十八条に基いておりますが、これは公営のように法律で限定をいたしました。其他実際の運用の基準を申しますと、当初償還金の六倍以上ということがありますから、大体公営に準じたようになりますから、大体公営に準じたような考え方で行くわけであります。産労住宅については対象がはつきりしておりますから、限定をしておりません。職業また同様であります。地域も全国であります。関係条文は今申し上げた通りであります。これは産労について、融資の対象になるものは、入る人よりも資金を借りてこれを建つものの側が対象になつておりますから、そういう規定をいたしております。

錄第十七號

業は、これは前回も問題になりました。よう、勤労者ということを法律に明確にしておりますから、これも明らかでありますし、地域については、これも法律に申しておる通りであります。それから厚生年金、国家公務員、政府機関住宅は、これは申し上げるまでもなく、それぞれの性格によつてそれの規定をいたしております。これが大体、簡単でありますけれども、御要求に対する要点であります。  
○田中一君 公営住宅は、これに「家賃の六倍以上十五倍以下で三、二〇〇円以下」ですか……。  
○國務大臣(竹山祐太郎君) 三万二千円でございます。まるが一つ落ちておられます。  
○田中一君 これは月収三万二千円以下という意味でありますね。  
○國務大臣(竹山祐太郎君) さような意味であります。  
○田中一君 そうすると、一種の場合にはとにかく幾ら以上ですか。一番上は三万二千円。一番下は幾らになりますか。  
○國務大臣(竹山祐太郎君) これは家賃の六倍という方が一番下になりますから、千円の家賃であれば六千円、二千円であれば一万二千円。  
○田中一君 だから一種の標準家賃を教えて下さい。これは全部、一種から、賃貸のやつの標準家賃……。  
○國務大臣(竹山祐太郎君) 政府委員から……。

度の公営住宅の標準家賃の計算について申し上げます。御承知の通り、一種、二種に分れておりますほか、いろいろの規格の公営住宅があるわけあります。一番初めの第一種について申し上げます。

木造につきましては家賃が一千七百八十円程度に相なります。それから簡易耐火の平屋建でございますがこれは一千七百六十円、それから簡易耐火の二階建のものにつきましては二千九十円、それから中層耐火一般というのがござりますが、それは二千四百円、それから中層耐火簡易、これが千六百円でございます。以上を平均してみると、一千七百九十円ということになります。なお、御参考までに、これを昨年の一種の平均家賃と比較してみますと、昨年は二千三十五円です。中層耐火がことしが去年に比べて減りました等の関係もありまして、減つておるわけであります。

第二種でございますが、木造については千八十八円、それから簡易アパート、これが八百十円、それから耐火の分につきましては五千五百円。これを平均しますと九百六十四円と相なりまして、昨年の九百七十四円に比べまして、若干減つておるわけであります。

なお、昨年の第二種公営住宅で一番安いのは木造の九百五十五円でありましたが、今年は簡易アパート、耐火建築の簡易アパートを作りましたが、これは八百十円と相なつておるわけであります。

これを一種、二種を平均しますと、一千五百六円と相なっておられます。昨年の総平均の一千万百四十四円に比べまして、三百三十八円の低下を予定いたしておるわけであります。

○田中一君 私の聞き違いかもしませんけれども、一種の方の木造は千七百八十円ですか。

○政府委員(石破二郎君) 第一種の木造千七百八十円です。

○田中一君 これは間違いないですね。一階建の簡易は千七百六十円ですね。

○政府委員(石破二郎君) そうでござります。

○田中一君 この木造は何坪になつておりますか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは十坪です。

○田中一君 簡易耐火建の方は。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 同じく十坪です。

○田中一君 私はこの資料だけで言うのじゃないのですが、われわれの通念からいって、木造よりも簡易耐火構造の方が、少くとも今後奨励するものと、いろいろな意味において利益があると考えておるのです。また国が補助してやっている以上、この方がいいと思うのです。ところが、木造の同じ十坪のものが家賃が高くて、簡易耐火の方が同じ容積を持ちながら家賃が安いというなら、なぜ木造をやめて簡易耐火にしないのです、みな。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これはやはり地方の要望もありますから、両方を求めて応じて置いておく方がよからうと考えて、こういうことにいたしま

○田中一君 なるほどその半額は国庫の補助であつて、半額は地方負担になつておりますから、一応地方の要請根本の問題が、明確に、何といいますか、指導精神というものが確立しないと思うのです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 反発するわけではありませんが、昨年は木造が二万二千戸でありましたのが、今度は一万六千戸に考えております。また今お話を耐火の方は昨年は、千九百戸でありますたのを七千七百戸にふやしておりますし、御指摘のように、家賃は耐久年数からして木造の方が高くなくなるわけであります。地方の実情を無視するわけにはいきませんが、政策としては耐火建築を数倍増加をいたしておりますつもりであります。

○田中一君 これは今日ごめんなさいませんけれども、二十九年度までのままである主なる標準の家賃を表にしてお出し願いたい。これは今日でなくともけつこうですから……。

○政府委員(石破二朗君) 今ここでわざつかりませんけれども、御入用でござりますれば、資料で提出いたしませす。

○田中一君 この資料で、あなたの方の関係でないところの資料ですが、ねらんこの国家公務員住宅は所得の限定ではないと思いますが、まあ低給でも國家公務員ならいいと思ひますけれども、大体高額所得者が国家公務員住宅に入っているのが通例なんです。たとえば、その例を申し上げますと、ここで調査員、参議院で調査員はい

れません。しかしながら、専門員はは  
いれるというような形のものがあるわ  
けなんですね。従って、国家機関で作  
るところの、自分で全額作る場合で  
も、何というか、國家公務員でありな  
がら所得の制限があるわけなんです。  
あるいは職階の制限といいますか。こ  
れはまあこういう形のものが現実に現  
われておるわけなんですね。

厚生年金住宅、これはもう対象がき  
まっておりまして、ただ厚生年金保険  
の被保険者というのではなくて、これ  
はおおむね被保険者にいかに供給する  
のではなくて、これはそういうものを  
団体として扱つておるところの会社に  
やっておるものが多いのです。地方  
起債でこれをまかなつておりますか  
ら、従つてこれを要求する、本年度三  
十億でしたが、これを要求する都道府  
県にこれをこれだけの大きさにして渡  
し、そして八割五分の割合で経営者  
側にこれを貸してやるのです。実情は  
こういうことに間違ひございません  
か。

は、実際はただでき上ったものから実質を算定するというのではなくて、実際の社会政策の一つとして、賃貸住宅あるいは文化住宅の家賃といふものは、幾らが妥当であるか、同時にまた、国民生活、国民所得から幾らのものが妥当なる家賃であろうかといふところを、研究がならないことはいかぬと思ふのです。私は研究したものと思えます。今言う通り、政府機関の住宅とか、あるいはこの今の国家公務員の住宅とか、厚生年金住宅といふものも、ずっと見た場合に、でき上った経費でもって、でき上ったものはペイするという形でもって家賃をきめるのは、なくて、実際に国民生活に対しても、今日の低額所得者に対して幾らの家賃ならばいわゆる維持し得る、生計費のうちの幾らの家賃が正しいかというような研究は、なさったことはござりますか。

の融資が当初償還金の六倍以上の所額のあるもの、これだけは所得がなければ償還金の支払いため困るだろう、これが一番下である。またそれから公営住宅の一層につきましても、やはり借り上げの六倍以上程度の収入のある人に入らせてもらうというふうに考えておるわけではありません。家賃を何%負担させるのが適正かという問題も、なかなかむずかしい問題でございまして、非常に議論の多いところとは思いますが、公営住宅について申しますと、大体家賃の5%をいいし一七・八%というようなところで、収入の方と比較しますれば抑えられてくれる結果に相なつておるかと思うのであります。

○田中一君 この公営住宅では全然収入のない者は入れないと書いてあるのですね。収入というものを立証するにはどういう方法をとっているのですか。

○政府委員(石破二郎君) お尋ねの点、まあ全国画一的な方法もとつておらぬわけでありますが、公営住宅を管理いたします地方公共団体におきまして、それそれ具体的の事情をよく調査してやつておることと考えておりますが、必ずしも一律の方法にはよっていいと思います。

○田中一君 それでは、あなたの方で通牒で、政令もあるのですから、政令なり省令なりをもつてこの基準によるのだということを出しておるはずですが、どういう形で、収入はあるといふことの立証をする、認定をする方法を

とつていますか。

○説明員（鎌田隆男君）公営住宅の入居の方法に当りまして、まず第一に、公募いたしますと、それに入居希望者が申し込みをいたしますときにその様式がございます。これは今官房長からも申し上げましたように、各地方公共団体において一律ではございません。いろいろの形式がございますが、まあいろいろな形にはなっておられますけれども、大体、必ず書かなければいけないことは収入の欄でございまして、まず収入、月収などのくらいあるかということを書き込むような欄ができるおります。それで、まずこの入居希望者の申し込みをいたしまして、それにつきまして地方公共団体、大体の地方公共団体はそうであります、非常に怪しげなものにつきましては、個々に調べておるような事情もございます。そういうことによって収入を査定しておるわけでございます。

○田中一君 何か、住宅金融公庫では納税の証明ですか、そういうものをつけておるかと思いますが、公営住宅は、認定ということは、その理事者の、その地方の単なる認定でもって収入をきめておるということですが、立証するものは何もないのですか。

○説明員（鎌田隆男君）これは地方公共団体が取り扱っておりますので、地方公共団体は、御承知のように、いろいろの地方税の関係がございます。そういうような関係もありまして、その税務の方と関連をとりまして調べておる例もございます。

○田中一君 この二種住宅はどうです。

は、ここに書いてありますように、一万六千円以下となっておりまして、こればかりに所得がゼロでも、入れないというわけにはいかないようになつております。一万六千円以下ですと、この二種の方は特別でございまして、下の限界がございませんから、こういう例はあるまいございませんけれども、ゼロの場合でも入れないという理由にはならないのであります。

○田中一君 公團住宅は大体四千二百円から四千五百円程度の賃貸料で貸すのだというように、かつて建設大臣が答弁しておりますのは、それで間違いございませんか。四千二百円から四千五百円程度、これで間違いございませんか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 今資金の関係でできるだけ低くするよう努力をいたしておりますから、まだちつとも申し上げられませんが、四千円程度で十分行くつもりで考えております。

○石井桂君 ちょっと……。前にさかのぼるのでですが、公庫住宅ですね。公庫住宅の家賃につきまして、今どういう標準で収入を確かめておるかという田中委員の御質問がありました。それに関連して、私はこういう先例を聞いたのですが、ここに書いてありますように、償還金の六倍以上取つておることは確かだ。しかし税金の証明書を持つてこいと言うのですから、場所によつては収入としては確かに六倍以上だ。しかし税金の方は六倍ではないのです。その中には一万円とか七千円とかが旅費という名目で支給される。どうしてもその証明はとれない。それないが、實際は支給している所で六倍以上だということで証明書をつ

受け付けてもらえない。こういうのだけはあまりやかまし過ぎる。今の田中さんは御質問は、おそらく不確かなものが多いために建てる用をなしていないのではないか。私が、私は、あまりやかまし過ぎてしまって、そうして社会政策のために方針としてはどうなんだとございましょう。公庫住宅です、つまり。

○政府委員(石破二朗君) よく事情を取り調べてから申し上げるのが当りますが、まあ私の方でございますれば、まあ私の方の考え方といたしましては、単に必要な資料を取つてやれという程度でございまして、お話を通り、収入の証明に単に納税関係の書類だけを取つてやることがいいかどうか、よほどこれはもう一ぺん考えてみなければいかぬかと思っています。よく事情を調査いたしましたが、なるべく御趣旨に合いますように善処いたしたいと思います。

○田中一君 これは今四千円程度の公団住宅の家賃だというお話をございましたが、まあどういうものを作るかの問題についてはあとで伺いますが、少なくとも社会的な使命を持つところの住宅建設ですね。そこで、ただ建設費によるところの計算だけでもってきめちゃならぬと思うのです。これは私の方から出していますが案にも、むろんこのコストの低減ということは十分に検討していることをお願いして、そうして低額所得者にも負担し得る、家賃というものが

は最低の線を押えて考へておられるわけなんですね。あつたと  
いふんです。そこで今伺つてみると、たゞ  
えは国鉄、電電、その他郵政省あるい  
は国家公務員住宅、数々の住宅政策と  
うものがあるわけなんですね。あつたと  
いふながら、これを十分にまだ御研究にな  
っていないと、私はこう断定するわけ  
けなんです。家賃といふものはどこをき  
でも建設費に対する計数から割り出  
たところの家賃であると、こういう考  
え方を捨てないので、従つて個々にみ  
んな違うのです。たとえば、二十九年  
度の家賃はこれでござります、二十九  
年度はこれでござりますと、同じもの  
でありながら違つてきてるので、  
全部そこで、まあ大体経済事情とい  
うものも一応安定した線がある。同時に  
また、もしこれが非常なる大きな変動  
があれば、変動があつたときに考へれ  
ばいいので、むろん終戦直後のあし  
た七坪、六坪のパラックとは、これは  
比較になりません。少くとも公営住宅  
法がしかれて、それから今日まである  
いは公団といふものができて、公団が  
また不燃建築の重層アパートを作つた  
段階にまで至つて、住宅政策、いわゆ  
る過去の自由党内閣時代のものも、そ  
れから新しく民主党内閣の大幅に政策  
として大きく打ち出しているところの  
観点からいっても、過去のものも今日  
のものも、あるいは三十一年度のもの  
も、含んだやはり基準といふものを作  
らなければならぬと思うのです。とい  
うのは、しいていえば、耐用年限、あ  
るいは何とりますか、何年間で修繕  
にかかるというようないろんなものも  
考慮しながら、ばらばらでない家賃と  
いうものの算定を今すべきだと思ふの  
です。

そこで建設大臣に伺いますが、非常  
にばらばらで、今伺っても、二十九年  
度よりも三十年度は安くなりますがよ  
うと思ふ。家賃に。こういうものを是正  
するというような意図、こうしたうもの  
はございませんか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) あるいは御  
趣旨を取り違えておるかもしませんが、  
私が、私はやっていますと、住宅政策  
策は非常に幅の広いものでなければなら  
ぬと考えておりますから、これを一  
本に画一的に、一定の基準で一定の家  
賃にするということは、非常にわかり  
やすくしていいことなのですけれども、  
現実の政策の面からいうならば、要す  
るに家賃をいかに安くするかといふこと  
とが私は努力すべき目標であると考  
えまして、昨年度に比べても、公営住  
宅等については、できるだけ家賃を引  
き下げていくということに努力をいた  
しております。公務員住宅あるいは政府  
府関係機関等についてはいろいろ御  
批判はありますようが、われわれはも  
ちろん研究の対象としていろいろの角  
度から検討をいたしておりますが、こ  
れを一定の方式に統合をしたがいいか  
どうかということについては、決して  
われわれも放置いたしておるつもりで  
はありませんが、今の段階としては、  
それぞれの資金を住宅に焦点を合わわせ  
てやっていく、しかもなるべく家賃は  
安くするという線で進めて参つておる  
つもりでありますから、ばらばらのよ  
うな感じは、あるいはいろいろな種  
類について家賃がいろいろ違つてある  
からばらばらだというふうにごらんに

なれば、これはいたし方ありませんが、この中を一貫するものは、政策としてはできるだけ低家賃を持ついく。しかし、その資金の成果、政府の財政融資の額等からおのずから段階がつくということは、これはやむを得ませんし、また一面からいえば、国民のそれぞれの層があるのでありますから、それぞれの層に応じた家賃を考えていくということも、あながちこれはせんせん、ばらばらであると考えておらぬようなわけでありますので、しかして、これを整備していくということにつれての御意見については、われわれもちろん努力をいたさなければならぬと考えております。

ていき、どうしても維持補修に金がかかる、従つてこれは安くできないといふようなことになるわけですね。

これは鎌田君に伺いますが、実態としてはどういう方向に進んでおりますか。私は下手をしますと、木造の建物と簡易耐火のものと比べて見ますと、この場合には簡易耐火の方が安価とか。二十円なり十円なり家賃が違うけれども、こんなものは及ばない。地方公共団体の負担というものが木造を作る場合にどんどんかかる。二十円なり十円なり家賃が違うけれども、こんなものは及ばない。これが全体の家賃というものの算定に、総額にプラスされていくというようなことがあるのじゃないかと思うのですが、これは実情はどうですか。

がいろいろ違いますけれども、総体的にいえば、一度きりました家賃を上げることに非常に困難性を感じておられます。そういうような関係から、理論的には確かに安いときにできた家でいいのだから上げて、最近であります。しかしに理論上成り立つことなんですが、実際問題として非常にむずかしいことで、これにつきましてはいろいろ研究をいたしております。

それからもう一つの御質問の本造と簡易耐火構造の関係でございますが、これは先ほど大臣からもお答え申し上げましたように、木造よりも簡易耐火構造の方が、同じ十二坪作りますときには若干高くなります。一戸当たりどうしても高くなります。ただ耐用年限の関係上、ここに出ておりますように、ほぼ同じの家賃になつております。これは耐用年限だけではありませんで、今お話しの修繕費を加えまして、その結果が同じようになつておるのであります。簡易耐火構造につきまして、耐用年限の期間中ある一定率の修繕費を一律にずっと計算いたしましたものを、ここに加えてござります。そこで耐用年限が長いのでありますから、簡易耐火構造の方がやはり耐用年限期間をずっと考えますと、終局には修繕費の合計額は木造よりは若干総額が多くなります。でありますから、初めの十年間くらいはほとんど修繕費は要らない。しかし将来何年かたつましたとき、やはり大きな修繕が起つてくると思うのでありますまして、そういうことからある率をきめまして、その修繕費を積み立てておるような形式になつております。木造の方は確かにいたみが早いのです。

何か早く修繕費が出てくるようなきらいがございます。五年くらいのところで一度ちょっととした修繕が出てくる。これは災害が起らない場合としまして、半年としてそういう現象がござります。そこで修繕費の関係を考えてみると、木造の方が早く出てくると思うべきらがございますので、そう感じがいたしますが、合計といたしまして、長年の間にはどうしても修繕費用は加算せざるを得ない、こういうふうに考えております。

○田中一君 いろいろこの資料について伺つてみますが、今建設大臣も、公団住宅の賃貸の方は四千円程度といふことがあります、これは相当、後にまたお伺いしますけれども、私は四千円よりもっと安くなる方法があると思うのです。ただこれはあなたの方の建築研究所で、私は伺つていろいろ相談してみたのですが、安くいけるというのです。建設費が安くいくと同時に、今度は政治的に妥当なる家賃というものをそういうものから見て判断すれば、もつと安くいけるのじゃないかと、こう考えるのですが、これは一つ十分あらゆる機関を総動員して、現在のあり方だけで近視眼的な見方をしないでやはり四十二万戸の大きな計画なんですから、十ヵ年計画なんですから、大局を見通しながら家賃の決定ということはしていただきたい、こういう立場を考えております。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 私は率直に申しますれば、三千円台にできるつもりであります。そういう努力をいたしております。そういうつもりであります、あとでまたうそを言つたじゃないかと言われても困るから、非常に安全率をもつて

申し上げましたが、お話をのように、一千円台にする見込みで努力いたしました。

○石井桂君 関連して……。公団住宅なのですが、予算案が通りますとき、この運用部資金の方の、賃貸住宅に対して5%増してどこかを減らしたよな操作をしたのではないかですか。(三五%)というところを三五%にするといふようなことが、何かの新聞出ておりました。

○政府委員(石破二朗君) 公団が借りたる金の総額についてはもちろん異動はありませんのですが、賃貸と分譲の割合をどの程度の配分にした方が一番両方に有利かというようなことで、検討いたしております。お話を乍らは、賃貸住宅の民間資金と分譲住宅の民間資金の割合の異動についてかと存じますが、お話を通り、この差し上げました資料には、賃貸の方にも一割程度の民間資金を予定しておるよう書いて差し上げておりますが、こういった差し上げると、これは御承知の通り短期に相当高い、ほかのものに比べて高い利息のつく金でありますから、資金繰りの関係上、どうしても当初の五年間を四千円程度以下におさめるためには、資金繰りの関係でちょっとつらいというような関係上、これを5%程度に落として、分譲住宅の方と預金部資金との関係で入れかえた方が適當じゃないかと考えておるのであります。

○石井桂君 それによってどのくらい家賃が下りますか、大体でいいですが。最初に承わったときには、家賃は四千二百円と私は聞いたのですが、5%運用部資金を増すことによって幾らになりますか。

○政府委員(石破二朗君) 貸貸住宅の家賃は七十年間で償却するということにしておりまして、総体の点について申し上げますと非常にむずかしくなりますが、簡単に申し上げますと、当初の五年間この一〇%の民間資金を返すということと、五%しか返さぬでもいいということの違いは、月二百円といふことです。

そういう点からいくと、私はやはり幾ら低額の人でも家がなければ困るのですから、低額者の人はどう私はよけい住宅に困るのではないかと思う。そこで私がちょうど昨年ルイスビルの市営住宅に行きましたときに、そこの住宅で、これは公営住宅なのですが、やはり家族数によって家賃が一応減額される。いわゆる家族の多いほど生活が苦しいのであるから、家族の多いほどだんだん、二人、三人、四人と多くなっていくほど家賃が安くなっていくと、こういうような家賃の基準というものが置かれておる。実際に政府が、生活困窮者または住宅困窮者のために住宅を建ててることであれば、また労働者のためにこういう方途をとられるということであれば、そういう点をお考えになるお考えはないかどうか。  
○国務大臣(竹山祐太郎君) ごもっともな御意見であります、まあ今まで考えましたところは、極力全体を引き下げるという努力をいたしておるわけ

で、これ以上そういう点でやるとすれ

うふうに考えております。

するところでは、農地についても先ほ

ませんけれども、政治的な運動をやつ

家質は七千年間で償却するということにしておりまして、総体の点について申し上げますと非常にむずかしくなります。いろいろな仕組みをまた別途に考えなければならぬかと思ひますので、よく御説教の点は検討いたしてみたい

○田中一君　この政府の四十二万戸住  
と考へております。

区の指定を解除してくれ、そうしてそ  
の緑地における建蔽率というものを緩  
和してくれ、こういうことを言ってき  
ているのです。これは建設大臣、どう  
お考えになりますか。こうした要望に  
ことごとく。

も特に東急のどの部分をやつてくれと  
いうような注文は聞いておりません。  
そういうことであるべきではないと考  
えておりますから、今申し上げました  
ように、縁地の立場から必要最小限度  
のものを開放と、これにて、うこ

ますかしませんか。またもし、そういう  
う緑地のことは計画局長の方に言つて  
くると思うのですが、そういうものが  
きた場合には、それを承知するつもり  
ですかつもりでないか、お伺いいたし

お聞きしたいのですが、公団住宅についてですが、結局これは国民生活と相まっては、第一相互が資金をまかないと、それから東急が土地を提供する、そしては、第一相互が資金をまかないと、ある一建築会社がその請負をすると、いうような形の会社ができることは、そういう点からいくと、私はやはり幾ら低額の人でも家がなければ困るのですから、低額の人ほど私はよけいなればならないと私は思うのです。

御承知の通りです。そして政府にも相当それを遂行するためのいろいろな意味の陳情がきてると思うのですが、たとえば五万戸を自分の電鉄の沿線に

住宅に困るのではないかと思う。そこで私がちょうど昨年ルイスビルの市営住宅に行きましたときに、そこの住宅で、これは公営住宅なのですが、やはり家族数によって家賃が一廊減額されたり。いわゆる家族の多い者ほど生活が建てるから、農地を地目変更して宅地に直してくれといったようなものがきておると思うのです。そういうことは建設大臣も聞いていますか。  
**○国務大臣(竹山祐太郎君)**まだ直接伺っておらぬものもありますが、いろ

は、東急などが自分の沿線に五万戸の家を建てるからといって、東急の一帯判会社なんですね、二方、うち申請を

う観点から見た場合に、民間会社は少くとも、政府の公団ができ上って公団がやるのよりはなつづき萬葉譜二

○国務大臣(竹山祐太郎君) ごもっともな御意見であります、まあ今まで考えましたところは、極力全体を引き下げるという努力をいたしておるわけですが、いろいろな御意見であります、まあ今までの問題として、いつか答弁申し上げましたように、私はできるだけ現実に即して、ほんとうに宅地のために必要な地域を限定をするならば、これについてはできるだけ一つ農林省と法的な処置といういかめし議論をしないで、話し合いで円滑に進めて参るという基本的な了解を得ておりますから、そういう線で協力はいたして参りたいといふことは、承知をいたしております。なお、農地の問題についてもお話を聞いておりますが、これは農地全体の問題として、いつか答弁申し上げましたように、私はできるだけ現実に即して、ほんとうに宅地のために必要な地域を限定をするならば、これについてはできるだけ一つ農林省と法的な処置といういかめし議論をしないで、話し合いで円滑に進めて参るという基本的な了解を得ておりますから、そういう線で協力はいたして参りたいといふことは、承知をいたしております。

○國務大臣（竹山祐太郎君）　私の理解

は自分の資力によつて買うならかまい

八百万坪の緑地は開放いたしまして、もう少し将来の問題を考えまして、この首都建設の構想というものを具体化した上で、またいろいろな各方面的御意見に基いて地域別な土地利用の方法というもののもっと高度に一つきめたいといふことは、私も考えておりますから、これが永久不変の固定したものだとは申しませんけれども、当面今緑地の問題、農地の問題に対しても、さような考え方で進んで参りたいと思います。

○田中一君 緑地に対する建蔽率の緩和などは考えておりますか、これは官房長に伺いたい。

○政府委員(石破二朗君) 緑地地域として指定されたものにつきましては、建蔽率の変更を考えておるかというお尋ねでございますが、先ほど大臣から申し上げましたように、東京都につきましては、終戦直後一定の緑地地域を指定して建蔽率をある程度押えておるわけですが、さあいりますけれども、その後の情勢の変化等によりまして、先般これを八百万坪程度解除いたしました。その緑地地域としての建蔽率の制限を除外したわけであります。ただ、こうなりましたり、やはり農地法の適用を受けること管はだれですか。はつきり聞きたいのですが、来ておりますか。

○政府委員(石破二朗君) 基準法の所管は住宅局でございまして、もちろん私が住宅局長の事務取扱いをいたしております。

あります。その点に触れませんでしょけれども、建築基準法によって、もちろん一定の建蔽率といふものは制限があるわけであります。

○田中一君 緩和するといふのですね。

○政府委員(石破二朗君) 基準法の制定と緑地地域の制限とは、目的も違いますし、従いまして、緑地地域の適用区域を除外したといましても、基準法は依然としてその所要の規制をいたしていくつもりであります。

○石井桂君 この際四十二万戸計画に関連して、二十四万五千戸の民間住宅が、貸家住宅が建たないと二十四万五千戸というのはなかなか消化しきれないと思うのです。今政府で方策としては、租税対策と住宅融資保険法、この二つを考えられておるようではあります、そのほかに何かお考えになつてある対策はありませんでしょうか、貸家住宅を促進する……。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これはいろいろあるかと思いまして、多方面に検討はいたしておりますが、当面いたしております問題は、地代賃統制令の問題でありまして、これは住宅審議会等でもいろいろ御意見を伺つておるわけであります。この基本的な政策にマッチするよう、どの程度の緩和をいたすことがよいのかということをいたすことがあります。そこまで参らずにやりますが、まだ実は事務的な結論を得ておりますが、手をつけなきゃならぬといふことはわれわれも十分承知をいたしました。

○田中一君 これは十分御理解があつて官房長御答弁になつてないかどうか知らぬですが、これは当面基準法の所管はだれですか。はつきり聞きたいのですが、来ておりますか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 本の社会の中に新しい様相を示すべき上位の問題等もあるうかと思うわけがあります。けれども、建築基準法によって、もちろん一定の建蔽率といふものは制限があるわけであります。それは、金融その他のいろいろな公共施設との関係上、問題等もあるうかと思うわけあります。けれども、実際には、火災保険会社にいたしましたり、実際に電電公社の公債、それから国鉄も消化しておるのです。それだけでも、しかしながら、何としても、現に電電公社の公債、それから国鉄も消化しておるのです。それにも、実にこれはとんでもない迷惑な方策だと金融界では言つておりましたけれども、しかしながら、何としても、九分の利子のつく金を借りるよりも七分五厘の公債の方が、国民の負担が軽いことはこれは間違いございません。一方においては、この目的から考えて研究しているのですが、なかなかうまくい方法はない。そこで私ども、地代賃統制令でありますとか、あるいは借地借家法の問題であるとか、いろいろ研究はしておりますが、なかなか借地借家法とか地代賃統制令の問題を徹底的に変えるという案は浮かばないわけです。この点は一つ、なお一そろ御研究を願つて、具体的な成果を政策の上に盛り込んでいただきたいと希望をいたしておきます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) まことに、この二つを考えられておるようではあります、そのほかに何かお考えになつてある対策はありませんでしょうか、貸家住宅を促進する……。

○田中一君 住宅債券を発行する意図はあります。その点は、まだ実は事務的な結論を得ておりますが、手をつけなきゃならぬといふことはわれわれも十分承知をいたしました。

○國務大臣(竹山祐太郎君) まことに、このことは将来においてやりたいといふのであります。この基本的な政策は、今まで御審議の法案の中に債券発行の規定を定めておりましたことから見ましても、われわれは将来においてやりたいといふのであります。この予算の編成は、御承知のように、債券不発行という原則のもとに政府全体の構想が立てられたのでありますから、このことは将来の問題として、御審議の対象としていたいおわけであります。

○田中一君 これは予算委員会でもあるのですが、手をつけなきゃならぬといふことは、今お話しのよう、民間の住宅建てておられます。その一方においては、社会環境が変わつて、アパート生活というものが日

同いますが、電電公社、国鉄は七分五厘の債券を発行しております。で、銀行、保険会社その他から九分以下の利率で借りるというふうに伺つております。けれども、実際には、火災保険会社にいたしましたり、実際に電電公社の公債、それから国鉄も消化しておるのです。それにも、実にこれはとんでもない迷惑な方策だと金融界では言つておりましたけれども、しかしながら、何としても、九分の利子のつく金を借りるよりも七分五厘の公債の方が、国民の負担が軽いことはこれは間違いございません。一方においては、この目的から考えて研究しているのですが、なかなかうまくい方法はない。そこで私ども、地代賃統制令でありますとか、あるいは借地借家法の問題であるとか、いろいろ研究はしておりますが、なかなか借地借家法とか地代賃統制令の問題を徹底的に変えるという案は浮かばないわけです。この点は一つ、なお一そろ御研究を願つて、具体的な成果を政策の上に盛り込んでいただきたいと希望をいたしておきます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) まことに、この二つを考えられておるようではあります、そのほかに何かお考えになつてある対策はありませんでしょうか、貸家住宅を促進する……。

○田中一君 住宅債券を発行する意図はあります。その点は、まだ実は事務的な結論を得ておりますが、手をつけなきゃならぬといふことはわれわれも十分承知をいたしました。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは私

大蔵省が持つておつたりして、四苦八苦苦しをしておる。あの膨大な国鉄をもつてしても公債が消化をしないといううことは、これは事実であります。しかしながら大きな国鉄でありますから、事業の資金は公債によるという原則でいっておることは、これは一面当然だと思います。ところが、何しろ住宅公園というものができたてで、政府の金で家を建つ金融界から見てどれだけの信用と財産的な保証があるかといえば、これはもう一見しておわかりのことでありまして、そういう意味で、一応ただ法律で公債を出すんだといってみたって、これは生きた金融界においてそれが消化をしなければ何にもならぬ。また結局は政府手持ちになるわけであります。て、今の段階としては、いろいろ御議論はありますようけれども、私はやはり民間資金をいかに好意的にこれに吸引取していくかということが現実の問題であらうと思います。

そういうわけで、今度はまず最も理解のある保険関係機関からこれだけの民間資金を入れ得たわけでありますて、これもお話をのように、保険会社からすればもつと勝手なもうかる方へ回したいということは、これはもう当然なことでありますけれども、政府の政策に協力を求めた結果、これだけまあ入ってきたということでありますから、九分五厘をできるだけ低くすることの努力はいたしますけれども、これは生きた金融というものを無視するわけにも参らぬと思いますから、こういうことでだんだんに民間資金を引き入れて、住宅政策に政府のしつかりしたバク・ボーンがあるということを世間

が認識をして参れば、そこに信用度も高まって参り、公債の消化もできるようにならうかと思うのであります。これが一番初めから、法律があるのだから、公債を出すんだといってみても私はとうてい国鉄に準じて住宅公団が七分五厘の公債の消化などは思ひ及ぼない。そうなれば絵に描いたものになりますから、そこでむしろ現実的にこの保険会社の資金を引き入れていくということで出発をいたしたわけでありまして、これは決してこれで満足をいたしておるわけではありませんから、漸次この政策が安定拡大をいたすに従って、また社会の認識も変つてくるに従つて、住宅へそういう資金がやすやすと入ってくるということを努力をいたさなければならぬと同時に、これは私は全体の日本の経済の長期的な安定というものと関連がしてくると思うのであります。アメリカが保険会社等の資金で二十年、三十年という住宅の長期資金をゆうゆうと投資をいたしておりおるということは、やはり一般国民がそういう経済に対する長期の安定感をもたらすことができるというものを基礎にいたしておる。日本はとももまだそこまで長期の安定感を民間資金が持た得ないということは事実でありますから、そういう意味で、国全体の経済界の安定と並行して、やはり民間資金が住宅へも流れ込んでくるように、制度や政策において強調していくことが政策のねらいではないかと、かように考えております。

ますけれども、これは御承知のよろしく、一般金融界の情勢もありますから、実際に臨む場合に、またその線に沿つて話し合いをいたすことになったと思います。

○田中一君 地方の投資に対してはむろん起債をもつて充てるというようですが、これはわざと起債は六分五厘の金利はつくわけでしょう。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これは一般起債と同様であります。

○田中一君 そうすると、今日地方財政再建促進法なども出ておりまして、何か別の方法をとれば、そしてまた赤字の上に赤字を作ることがないと思うのですが、この地方公共団体の出資に対する、六分五厘の起債というもの、これは何が六分五厘分の向うに、この前伺ったのだけれども、利益という言葉を使ったのです、利益が何かわからなかつたが、何か受けるものがあるから六分五厘の金利を負担しても投資をしようという意欲がわくわけなんです。そこで、六分五厘の金利に対してもやはり地方負担でやつていくんだとはやはりお考えですか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これは保険会社が投資をするのと、地方公共団体の十六億の投資というものは、非常に性質が違つておるわけでありまして、この公團は、住宅政策の基本をやはり政府が命令してやらない、公営住宅を地方公共団体を主体にやらしているという従来の政策の基本線にマッチするようであくまで地方公共団体と政府と一緒にやってこれを進めていくということを、法律及びその裏づけとしての資金的組み立てにこれを表わした

共団体に優先的に公団の建設が行われるのかどうかというのです。これが利益なんですね。見返りの利益がなければ、六分五厘の利子を払って投資をするわけがないのです。それを利益とうのです、私の方で……。

○国務大臣（竹山祐太郎君） これは、私、質問の要点を取り違えて恐縮するのですが、そういう意味においては、もちろん出資は公団の活動とマッチすべきものでありますし、ただ機械的に一戸当たり何ぼの出資をしなければ絶対に建たぬというような、あまり窮屈なことを考えるべきではないと思いませんから、運営に当つて地方の実情に合うようになすべきだと思いますけれども、建前はどうだとおっしゃれば、お話を通り、出資をした所へ持つていくというのが本来の建前だと思います。

○田中一君 そうしますと、大体国でもつて、公団の方へあすこへ建てよ、ここへ建てよということを決して、そうしておまえの方へ建てるから出資をしろ、金はございません、それじゃ金を貸してやろう、こういう形でもつて持つしていくのですか。それとも、たとえばある一つの区域が自分の方から進んで投資をして、これだけの家を建て下さいといふような申し込みを受けられるのか。どういう形で行くのです。

○国務大臣（竹山祐太郎君） これは、まあ実際の問題に応じての問題ですが、今の空氣から申せば、建ててくれという希望の方が多過ぎて、それを実際に調整をするということの方になります。こうから機械的に、頭からお前の方へこれだけ建つぞといふようなことはいたすべきでもないし、しかしその間非常に計画的で

くなつてもいけませんから、双方話し合ひのところで適當なところになると予想をいたしております。

○田中一君 御承知のように、二百二十名の當繪局の首切りは、再三御説明を伺っております。そこで、これはま

あ私が申し上げるまでもなく、親心と  
して、大臣も二百二十名の諸君の行方  
については非常な強い関心を持つてお  
ると思うのです。そこで、いろんな民  
間資金の入れ方の工合、地方公共団体  
の投資の工合というものの見合わなけ  
ればならぬと思いますけれども、一応  
六十億も政府出資というものがあるな  
らば、これをかりにどういう形になり  
ますか、たとえば市中銀行に預けてお  
けば金利がつくのです。そんなものは  
金利は取らないのだと言わわれれば別で  
すけれども、どういう方法をとるか知  
りませんが、一応五、六百人程度のも  
の、あるいは七八百人程度のものがあ  
まかなえるだけの、金をかけないで  
も、金利しておるだけでも人間が養え  
ることになると私は見るのですが、こ  
れはむろん市中銀行には金を出さな  
い、預けないぞと言われれば別なんで  
す。そこで伺いたいのは、二百二十名  
の諸君をやはり一応安定した見通しを  
つけてやりたいのです。これは総裁が  
きまってからきめるというよくなしや  
くし定木なことはおっしゃらないで、  
大体あまり不幸な目にあわせないで、  
公団に相当数吸収させる見通しだとい  
うような点の御答弁が願えれば、非常  
に幸いだと思うのです。また、これが  
公団法の審議の進捗にはプラスになる  
と思うのですから、一つ建設大臣から  
愛情ある御答弁を願いたいと思いま  
す。

ゆる當局職員の整理計画を申し上げて  
おりますように、三段階に区分して無  
理のないようにいたそうということを  
いたし、また特別退職と同様の予算的  
処置も講じ、それから恩給關係もこの  
法案の中にごらんのように盛り込んで  
ありますから、一べんに急にガンとや  
りますと、双方の事務的な障害も混乱  
をいたしますから、その点は十分事態  
に即応してやって参ることになろうか  
と思ひますけれども、全体の人員につ  
きましては、今のところ御心配をかけ  
ないで済むと確信をいたしております。  
○湯山勇君 関連。この公団の運営に  
当つては、簡易保険でござりますか、  
そういう方面との関連も非常に深いと  
思ひますが、そういう郵政関係事業、  
郵政関係の仕事をやっておった人の公  
団への受け入れというのは、大臣から  
はおおしゃれないと思ひますけれど  
も、そういう関係の職員も必要だと大  
臣はお考えになっておられるでしょ  
うか。

術屋は事務屋より待遇が非常に悪いといふ声があるのです。これは非常に古い時代からはずつとよくなつておると思いますが、そういう声が一方によつてこの際主として大せい行くのは技術屋でしようから、その際にやっぱりそういうそりのないよう、事務と技術を同じように、車の両輪のごとく一つ起用していただきたいと思うのですが、それに対しての御方針があれば承わりたいと思います。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 何にしろこれを非常に短期間に思い切つた仕事をしてもらわなきゃならぬのでありますから、何と申しても、腕でやつてもやなきゃならぬ。理屈言つておる間はないのでありますから、私は事務と技術の関係が眞の一本になつた活動をいたさなければ役所のような頭でやつておるだけできやしないという氣持でありますし、また今役所の中もそういう気合いで用意をいたしておりますから、御心配の点は十分心得て一つないと思ひます。どうぞまた気がつかぬところはいろいろ御注意をいたさたいと思います。

○湯山勇君 もう一つ。それから公団の役職員に対する給与、退職手当の支給基準については、これは建設大臣が最後的な承認を与えるということになつております。まず大臣がその責任者であると存じます。そこで公団職員の給与に対する基本的な考え方でござりますね、それは公務員と同じ程度になつておらっしゃるか。またこまいることはお伺いできませんけれども、大体の基本的な考え方だけでも一

つお示しただけたらと思います。  
○國務大臣(竹山祐太郎君) 実はその  
条文の入りました因縁をざくばらん  
に申し上げますと、そんなにまで私は  
認可する必要を感じたのじゃなくて、  
金を出す方の大蔵省が、野放図にやら  
れたらんじゅたまらない、どこかで締めて  
くれと、こう言う。締めてくれといっ  
て、大蔵省に締められちゃったんじゅ  
これがまた仕事が動きませんから、そ  
こで建設大臣というところで調和を  
ありませんで、一応そこへ締りがある  
といったよなわけでありまして、そう  
いう成り立ちから押して、この意味は  
ばかりに窮屈なことを考えておるのじゃ  
ありませんで、一応そこへ締りがある  
ということを考えておる。同時に、今  
お話しのどのくらいにするかというこ  
とも、実は何もきめておりません。き  
めておりませんが、これは世間の常識を  
から見て、恩給を一部の者には継続を  
するとはいえ、大部分ほとんど恩給  
の職員じゃないのでありますから、そ  
ういう意味で世間並み公務員よりは割  
をよくして、短期間に思い切って働い  
てもらうという趣旨に合うようになら  
すべきだと思いますが、これも今言う  
ように、大蔵省が野放図にやられても  
かなぬということも、これも無理から  
ぬことでありますから、その辺の線で  
落ちつくものと考えております。

質に感じて考えたいと思います。

それからもう一つの問題は、私は衛

星都市からいつても、ほかの戦災各都

市にしても、相当住宅ができると思

う。そういう構想は、どういうふうの

財政、どういうふうの条例でできる

か、もしおわかりになれば承わりた

い。おわかりにならなければそれで

いいですが、それを伺います。

公庫よりは幾分よくなれば人事の交

流ができないと思う。従って、地方が

優秀な技術屋が集まらなければ、公

庫は技術陣が貧弱になると思うの

です。私は少くとも公團は金融公庫よ

りはいいベースでなければならぬと思

うのです。その私の意見に対する一つ

お答えを……。

○國務大臣(竹山祐太郎君)

十分その

御注意はよくわかりますから、考慮を

いたしたいと思っております。

○委員長(石川榮一君)

速記をやめ

て。

〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君)

速記を始め

て。

○赤木正雄君

少し違うかもしれません

が、私どもが東京都の方々の町を歩

きましても、せっかくペーパメントで

あつた所を掘り返してしまって、また

電話を敷設する、今度は水道の管を埋

るとか、そういう所がたくさん見受け

られます。それと同じような関係

で、この住宅ができるのは非常にけつ

こうと思いますが、東京都は東京都全

体に対しどういうふうに緑地帯を置く

とか、あるいは今度建てる家はどうい

う地区に建てるとか、はつきりしてい

ない。将来種々の関連においてまたや

りえるのは、これは全く愚の骨頂で

あります。あの道路の問題にしても、そ

うふうな構想も一応みんなお立て

なってしかるべきじゃないか。

○赤木正雄君

それだけこうです。

○小澤久太郎君

先ほど公團側の恩給

の問題はすいぶんきつくなるというお

話がありましたが、公團には十分にい

い人が行つてもらわなければならな

い。それから公團から建設省へまた戻

るのです。

○赤木正雄君

内容といつても、人數

が……。

○委員長(石川榮一君)

ちょっと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君)

よなごとから、日本の場合は建設費を受けるよう補助をしまして建設資金をそこで解決すると同時に、また家賃問題にまでこくまた取り扱う、こういう二つの、一石二鳥の方法をとつておりますのは、日本だけのようでございます。この方法につきましては、実はイギリスあたりでも日本はどういう方法をとつておるかというよなことを聞かれまして、日本の場合はこういう事情からこういう方法をとつておるということを話しますが、方々も日本の方をななかうまい方法といつて、実はイギリスのある、やはり住宅研究者でありますが、そういう方々も日本の方をななかうまい方法といつて、こういふうにほめてくれたこともござります。

イギリスは、御承知のように、ほとんど公営住宅によつてやつてあります。一方も日本の方をななかうまい方法といつて、こういふうにほめてくれたことはございませんで、地方公共団体が自分の資金をもつて建設をいたしまして、それが足りない場合には国から非常に低い利の資金を借り入れるようになつておるのでございます。低利の資金、大体三分くらゐの利回りの、借り入れの期間は六十年、そういう非常に長期の低利の金を借り入れまして建設をいたします。それでなおかつ、その地方の一般家賃水準といいますか、そういうものと、今度今、六十年償還の三分の利回りといつてありますか、そういうものが合わない部分につきまして、国が家賃補助という形をとつております。大体におきまして一戸当り一戸当り幾らという

計画が國から許可されますと、一戸当り二十二ボンド毎年補助を受けるよう規定になつております。もつとも特別な規定になつております。もつとも特になつて多少そのやり方は変わつたかもしませんが、大体そういう第一住宅開発的なものとか、あるいは特別な二鳥の方法をとつておりますのは、日本だけのようでございます。この方法には、三十六ボンドまで補助をするようになつております。大体そんなふうなのがイギリスの公営住宅のやり方でございます。

それからフランスにおきましては、全額国庫補助の住宅をやつております。これは一部でございます。この第二次世界大戦によつて滅失しました住宅を、この損傷を国が補てんをしてやるというような立場から、これは今まで私の住宅でありますものが戦争によって破壊を受けたという場合、これはもととと同じ原形に復帰するだけの費用を国が個人補助をいたしております。これはいわゆる国営住宅みたいなものでござりますけれども、そういう特別な例はございますが、フランスにおきましても、大体市町村に補助といふような関係は、やはり家賃の補助とかそういうことはあります。建設資金の補助はございません。ただ低利の資金を地方公共団体に貸し付けるようなことはやつております。

それからドイツでございますが、下イタリアには、例のマーシャル・プランその他のによりましてアメリカの援助資金をもつて住宅建設を促進しております。

いろいろ申し上げましたが、これを総括いたしまして、國が建設費を直接補助をしているという例はあまりございません。ただ非常に低利の長期の資金を国が提供しているというのが大部分でございます。それで合わない場合には、家賃補助をやる。こういうやり方が多いようでございます。

○石井桂君 各国の住宅建設の例をあげて繰り返し申しますが、結局それは大いに満足であります。すると、今日本住宅公团法と同時に出来ました政府が認可いたしました住宅会社、そういうものを一律に考えまして、ドイツの第一住宅建設法によつて、一戸の国費を使う補助金を出して、あれは全部ですけれども、そういうことと同時に家賃補助をするところあります。国営住宅法ですかあの案

のよう、一戸の国費を使う補助金を出しますが、一つお考えがあるならば、何

いうよな例は、ほとんどないということですか。

ようなことから、日本の場合は建設費を受けるよう補助をしまして建設資金をそこで解決すると同時に、また家賃の補助のことれを及ぼしておる、家賃の補助のことくまた取り扱う、こういう二つの、一石二鳥の方法をとつておりますのは、日本だけのようでございます。この方法につきましては、実はイギリスあたりでも日本はどういう方法をとつておるかというよなことを聞かれまして、日本では、二鳥の方法をとつておりますのは、日本だけのようでございます。この方法

には、三十六ボンドまで補助をするようになつております。大体そんなふうなのがイギリスの公営住宅のやり方でございます。

それからフランスにおきましては、全額国庫補助の住宅をやつております。これは一部でございます。この第二次世界大戦によつて滅失しました住

宅を、この損傷を国が補てんをしてやるというような立場から、これは今まで私の住宅でありますものが戦争によって破壊を受けたという場合、これはもととと同じ原形に復帰するだけの費用を国が個人補助をいたしております。これはいわゆる国営住宅みたいな

ものでござりますけれども、そういう特別な例はございますが、フランスにおきましても、大体市町村に補助といふ

ような関係は、やはり家賃の補助とかそういうことはあります。建設資金がござりますが、そういうものが

政府資金として住宅建設に回つております。

いろいろ申し上げましたが、これを総括いたしまして、國が建設費を直接補助をしているという例はあまりございません。ただ非常に低利の長期の資金を国が提供しているというのが大部分でございます。それで合わない場合には、家賃補助をやる。こういうやり方が多いようでございます。

○石井桂君 各国の住宅建設の例をあげて繰り返し申しますが、結局それは大いに満足であります。すると、今日本住宅公团法と同時に出来ました政府が認可いたしました住宅会社、そういうものを一律に考えまして、ドイツの第一住宅建設法によつて、一戸の国費を使う補助金を

出して、あれは全部ですけれども、そういうことと同時に家賃補助をするところあります。国営住宅法ですかあの案

のよう、一戸の国費を使う補助金を出しますが、一つお考えがあるならば、何

いうよな例は、ほとんどないということですか。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につきまして建設費を補助し家賃を補助す

るという、二つのことを同時に行なつておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

それからイタリアでございますが、

イタリアは御承知のファンファーニ法

によりまして、政府が出します分、そ

れから労働者の雇用主が積み立てます

分、それから労働者自身がこれは住宅

の要る人と要らない人とを問はず義務

で住宅を建てた場合に収入の5%で家

賃を徴収する。そういう案のよう

が、今度は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につ

きまして建設費を補助し家賃を補助す

るという、二つのことを同時に行なつ

ておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、これは法律に基いて今実行をして

おります現状と両方から、5%から一

五、六%までを考えておるわけあり

ます。

○石井桂君 その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につ

きまして建設費を補助し家賃を補助す

るという、二つのことを同時に行なつ

ておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につ

きまして建設費を補助し家賃を補助す

るという、二つのことを同時に行なつ

ておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につ

きまして建設費を補助し家賃を補助す

るという、二つのことを同時に行なつ

ておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につきまして建設費を補助し家賃を補助するという、二つのことを同時に行なつておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につきまして建設費を補助し家賃を補助する

という、二つのことを同時に行なつておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につ

きまして建設費を補助し家賃を補助す

るという、二つのことを同時に行なつ

ておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につ

きまして建設費を補助し家賃を補助す

るという、二つのことを同時に行なつ

ておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につ

きまして建設費を補助し家賃を補助す

るという、二つのことを同時に行なつ

ておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につ

きまして建設費を補助し家賃を補助す

るという、二つのことを同時に行なつ

ておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につ

きまして建設費を補助し家賃を補助す

るという、二つのことを同時に行なつ

ておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につ

きまして建設費を補助し家賃を補助す

るという、二つのことを同時に行なつ

ておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につ

きまして建設費を補助し家賃を補助す

るという、二つのことを同時に行なつ

ておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につきまして建設費を補助し家賃を補助する

という、二つのことを同時に行なつておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につきまして建設費を補助し家賃を補助する

という、二つのことを同時に行なつておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につきまして建設費を補助し家賃を補助する

という、二つのことを同時に行なつておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につきまして建設費を補助し家賃を補助する

という、二つのことを同時に行なつておられます。で、まだ聞いておりませ

ます。それで、その問題はそれ

が、今は翻つて、今までやられた公

くらいたしまして、午前中に触れられ

た問題ですが、やはり国営住宅法には国

でございましたが、出しましたのがそ

ういうことになつております。

○説明員(鎌田陸男君) 一つの家につきまして建設費を補助し家賃を補助する

ありませんので、本造の八坪の家と簡単な  
易アパート耐火の六坪とは、大体その  
所要資金はほとんど同額のものであります  
まして、従つて、今回の計画は、予算額  
としての計画は一応われわれの考へで  
は立てましたが、この実行に当ります  
て、それぞれ地方の要望に沿うべきを  
のでありますから、木造の方を希望する  
る向きにはその方をふやすことには、  
何ら計画上から申しましても支障を來  
たすものではないと考えますので、こ  
れ全体につきましてもこれは一応の予  
算上のめどでありまして、それぞれ情  
勢は常に変化をし進歩をするものと考  
えますから、いろいろ御意見の点も十分  
尊重をいたしまして、実情に合うよう  
うに予算の運用については考えて参り  
たいと思っております。

○石井桂君　ただいまの御答弁で了承いたしましたが、私は実は六坪の簡易耐火をやめて、そのまま八坪の木造をという、木造化を希望しておるものでは実はないんです。私といたしましては、日進月歩の今日でありますから、建設省の優秀な技術員を動員されまして、そして高層住宅を一つ研究していくだけで、これも研究の仕方によっては至急単価を下下げることもできるだらうと思うのです。そういう方面から、一つ不熟化であり、安いものを、そして小さくないものをぜひお建て願いたい、こういう意味で質問しておるんであります。直ちに私は木造の簡易耐

す。  
○説明員（鎌田隆男君）  
ことを予想されます住  
体まあアパートになら  
す。しかもそれは平家  
なく、土地問題その他  
高いたたたい。ただ  
りますのは、御承知の  
高くなりますと、また  
かその他の避難施設、  
金がかかりますので、  
的な点はどの辺かとい  
ら考えまして、四階な  
りは五階、そのエレベ  
うよくな、まあ中層ア  
べきであろうと存じま  
この中層アパートと  
問題につきましては、一

公団で建てた  
宅の形式は、太  
うかと存じま  
のアパートでは  
から、なるべく  
高さの限度があ  
よう、非常に  
エレベーターと  
その他にかなり  
やはり一番経済  
うようなこととか  
いし都心部あた  
ーターなしとい  
パートを建設す  
す。

○田中一君 一棟何戸ですか。  
○説明員（鎌田隆男君） 地形によります。いろいろになると、思います。体におきまして、一棟は二十四戸、あるいは場所によりまして三十六戸ぐらいと存じます。  
○田中一君 そうすると、大体一番小さくて二十四戸、大きいので三十六戸ということですか。あるいは二十四戸以下に小さいものもあるのですか。  
○説明員（鎌田隆男君） 場所によりまして、あるいは三階建というようなことも起つて参りますし、また敷地に土地を借りまして非常に幅のない所なんかが生じて参りますので、どういう場合に八十戸ぐらいのものができるかと存じます。

としただけの計画ではありませんから、来年度も引き続いて立てていくことになりますから、そういうことも考慮いたしまして、できるだけ計画を立ててそれに合うようなものをやっていくといふことが本体であろうと思いますけれども、まずこととしては、何といつても教員は多いようで少いわけござりますから、土地に現実に即したやり方をやつしていくことにならうかと考えております。

○田中一君　団地計画を持つにしては、私はちょっと気がつかなかったかも知れないのでですが、これに付帯する施設ですね、たとえば三十六戸を七十戸にすると三百六十戸になる。三百六十戸に対するほかの共同施設というものは考えられておらないように思うの

拡大してゆこうとしますならば、この公営住宅のシステムはどうしても大きな拡大ができません。そこでこれは実際に必要な最小限度にとどめまして、他の低家賃の家に重点を移します。半面、中層耐火アパートを公団のシステムで思い切ってふやしまして、両方から今までの国民の要請にこたえて参りたいという考え方でありますので、若干公営と公団とは実施の段階におきまして性格上多少の違いはありますけれども、実行の面からいいまして、従来

○田中一君 まず第一に伺いたいのは、どんなものを作りかということなんですね。もちろんこれは、条件としては鉄筋コンクリートだろうと思うのです。それも中層といいますか、現在あるような中層の公営住宅と同じものだと思うんです。で、どういう程度のものを作るかということについて、まず最初に規模ですね、御説明願いたいと思ひます。

おきましても、その中層と高層論は今  
日も火花を散りしておるような現状で  
あります。

です。しかしながら、先般大臣が言うように、この法案に盛られるところの大都市中心主義というものをやめて、衆議院の方にもいろいろ要望があるから、地方にも分散しようというような御説明があつたよう伺っているんです。従つて、土地を求めてその計画を立てるのか、一応の計画を立ててそれから土地を求めるという順序になるのか、どういう考え方を持つております。

○田中一君 この法案のどこですか。

○政府委員(石破二朗君) 十五ページの第三十一条の第三号の「公団が賃貸し、又は譲渡する住宅及び公団が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。」というものが、業務の範囲として規定しております。

○田中一君 これはどの程度のものを考えておりますか。私の言っているのは「居住者の利便」ということを書い

卷之三

十一

卷之三

卷之三

ているが「居住者の利便」ということはどの程度のことを考えておられるのですか。

○政府委員(石破朗 第二)  
にももちろんよりますけれども、共同  
の浴場が必要な場合には、共同  
の浴場の施設を作りますとか、あるい  
は子供の遊園地のようなものを作ります  
とか、まあ大体それに類するような

施設を考えております。

されど、一方で、この問題は、必ずしも法的問題ではない。従つて、することができるといふのは、しないでもいいわけですね。従つて、そういう私の方で出しております法案をこちら願うとわかりますが、私の方でははつきりとこういうもの、こういうものはしなければならないと規定しております。そういう点が条件としてではなくて、仕事をする範囲をいっておるのであって、こういう点はどうなんですか。実際に見て、たとえは何戸以上の場合にはこの程度の共同施設をするとかいうようなことの構想は、どうお考えになりますか。

いりますけれども、場合によりますと、集団性は失いませんけれども、少い場合もありますし、また極端なことを申し上げますれば、隣に適当な公園もあるというような場合もあります。浴場が隣にちょうどあるというようなことがあるかと思いますので、私どもいたしましては、そこまでどちらとここできめておかなくても、いやしくも公園が二万戸の住宅を供給するという場合に、必要な浴場も近所にならぬことがあります。そういうふうなことがありますけれども、子供を遊ばせる所もないといふよいうことで、万一にも放置しておこうようなことがありますれば、これは世間が許さないと思います。従いまして、私どもは必要最小限度のものはどうしても公団の仕事としてやっていき、公団としましても、そうして評判をよくしなければ世間の支持を得られぬわけでありますから、御承知の通り、特にこの公団は個々の内部の予算執行と申しますか、これらにつきましては、公営住宅あるいは役所仕事とは異なり、若干のゆとりも持ち得る建前になつております関係等もありますから、実情に合せまして必要な施設を作っていく、こういうふうに考えておられます。

○国務大臣（竹山祐太郎君）も、もちろん、実際に合うようにつけるものもであります。これは今具体的つきましたてはできるだけのことをいたすつもりであります。これは今具体的にある地域のプランということになれば、御指摘の問題も申し上げられると思いますけれども、いろいろな構想は持っておりますけれども、全体的に今そういうものをきちっと組み合したものとして申し上げるだけの状況でないといいますか、実際に合うことを考えますものですから、事務当局としては何と何とつけるということを明確に申し上げられないだけで、これはせいぜい共同施設には努力をいたしたいと考えます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) それは、法律に書いてありますのはそういう趣旨をうたっておるので、一々具体的なものを盛り上げないということは、内容として、御指摘のよう、新市街地を作るということを考えておることはもちろんであります。そのためには必要な道路を初め十分御期待に沿うようなどうまで持つていただきたいという考え方であります。

○田中一君 そこでお伺いするのですが、大体今公団で建てようといふものは公営住宅のものと似ておるように思ひます。そこでコストを安くすると、いう構想から来るならば、一応工法なり、あるいは材料なり、それから加工の方面なり、いろいろ根本的な考慮がめぐらされなければ、先ほど建設大臣が言うたように、三千円台の家賃の家はなかなか建設費の面からみてもできないぢやないかと、こう考えておる。そこで、まず伺いたいのは、国地計画でもって集団的に作ろうということが法律に明示されておるということになりますと、相当コストを引き下げてやられる工夫が可能だと思うのですが、あそこを一棟、ここを一棟というのではなくて、集団的にやられるなら可能なことです。そこで現在あるどういう材料を使おうと考えておるのか、セメントはそのままを使ってやろうというのか。御承知のようにセメントは今安

いのです。しかし、本年のずっと秋になりますとどうなるかしりませんが、まだ国家予算が通らないために安いのでしょう。そこでそういう点を政治的に、少くとも低家賃の家を国民に提供しようという見地から、そうした建築材料の問題とか、それから主要な鉄骨、鉄筋あるいはセメント、そうしたものに対する政治的な配慮を行いつつ、これを完成しようと思いますが。これは公団ではできません。従って、国が、少くとも建設大臣がそのような何らかの政治的な配慮をして、低家賃の家を建設する考え方を持っておるかどうか。また持つておるならば、どういう点でどういう工合に考えておるか。その構想があれば、伺いたい。

作って、勝手なま建築が、これは言ひ過ぎかもしませんが、建築家が芸術的良心を満足させるための家じゃなくて、全く国民に堅牢ないい家を安く供給するという解点から、公団の職員などの技術家にも相当、自分の広い意味の芸術的良心は満足させて十分でござりますけれども、個々について勝手気ままな設計なんかをさせないような配慮を払うつもりであるかどうか。これはむろん、こういう質問をするのは、低コストにするために念のために伺うことなんです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 私は実は

しそうとあります。建築研究所に命じておるのは、お話のような、

今後少くとも住宅建築に関して、資材やったらよかろう。そういうことを全

面的に一つ今後はやるつもりであります。従って、公団においても、これは

もちろん専門家の意見を十分尊重はいたしますが、そういうことでやつて

きたい。できるだけ安くするということには努力いたしますが、しかし、この公団が作ったものが将来物笑いにな

るような家も、私は実は作りたくない。やはり中層アパートとして日本の本

水準を行く相当なものを作りたいとい

う欲望も、これは当然持っております。

○田中一君 これはまあ法案を提案し

ている建設大臣としてはよくわかります、それで最高のものを作るなん

いう夢はまずお捨てになつて、実際国

民が今住宅に困窮している、その困難している国民が、せめて生命財産を守られるような堅牢な明るい住宅を供給するのだというような、非常に謙遜な気持であつた方がいいと思う。あなたが持つておられた方があつた方に、規格統一なんかをさせないといふことを言いますと、設計者は主として自分の持つておるところの芸術的な良心、ことに芸術的な良心を満足させるために、規格統一なんかいたしません。結局規格統一された美といふものが、規格統一されたものの美というものを大臣としては目標になさらぬと、非常に勝手なことを言うようですが、言葉が過ぎましたらあやまりますが、非常に勝手なまねをする傾向があります。多々あるのですね。そういう点を一つ御考慮願いたいのです。そうして、規格統一するための、何か量産化するためには規格統一するということとのために、何か働きかけをするような意思是ござりますか。建築材料を作つていいる団体にでも、何でもそういう方面に……。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これはたゞいま建築研究所でそういう基礎的な対案を作らせておりますから、それが各方面的御意見を聞いて、これで統一がつきますれば、私は生産に関係する方面に、またあるいはそれは立法措置を必要とするならやつても、やることをしていく方がいいというとの見当がつくりますれば、私は生産に關係するところに、またあるいはそれは立法措置を必要とするならやつても、やることをしていく方がいいといふことの見当がつくります。少くともそういう考

え方がないと、ロー・コストのものはできません。そこで、もう一つ伺いたいのは、いわゆる公団式といふ——あなたの言うのだというような、非常に謙遜な気持であつた方がいいと思う。あなたが持つておられた方があつた方に、規格統一がつかないといふことを言いますと、設計者は主として自分の持つておるところの芸術的な良心、ことに芸術的な良心を満足させるために、規格統一なんかいたしません。結局規格統一された美といふものが、規格統一されたものの美というものを大臣としては目標になさらぬと、非常に勝手なことを言うようですが、言葉が過ぎましたらあやまりますが、非常に勝手なまねをする傾向があります。多々あるのですね。そういう点を一つ御考慮願いたいのです。そうして、規格統一するための、何か量産化するためには規格統一するということとのために、何か働きかけをするような意思是ござりますか。建築材料を作つていいる団体にでも、何でもそういう方面に……。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これはたゞいま建築研究所でそういう基礎的な対案を作らせておりますから、それが各方面的御意見を聞いて、これで統一がつきますれば、私は生産に關係する方面に、またあるいはそれは立法措置を必要とするならやつても、やることをしていく方がいいといふことの見当がつくります。少くともそういう考

え方がないと、ロー・コストのものはできません。そこで、もう一つ伺いたいのは、いわゆる公団式といふ——あなたの言うのだというような、非常に謙遜な気持であつた方がいいと思う。あなたが持つておられた方があつた方に、規格統一がつかないといふことを言いますと、設計者は主として自分の持つておるところの芸術的な良心、ことに芸術的な良心を満足させるために、規格統一なんかいたしません。結局規格統一された美といふものが、規格統一されたものの美というものを大臣としては目標になさらぬと、非常に勝手なことを言うようですが、言葉が過ぎましたらあやまりますが、非常に勝手なまねをする傾向があります。多々あるのですね。そういう点を一つ御考慮願いたいのです。そうして、規格統一するための、何か量産化するためには規格統一するということとのために、何か働きかけをするような意思是ござりますか。建築材料を作つていいる団体にでも、何でもそういう方面に……。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これがコストを安くする場合があるのです。コストが安くなる場合には、また安くなる場合には、また安くなる場合があるのです。私が伺つているのは、まことに問題とおっしゃるけれども、先ほど建設大臣が言ったように、三千円台で家賃をもつていきたいために、これが二千円台でもつて家賃が非常に安いコストになるはずなんですが、できるだけ早くやることが住宅政策の一環として必要だと私は感じております。

○田中一君 今の御答弁、非常に私もうなります。少くともそういうような考

え方がないと、ロー・コストのものはできません。そこで、もう一つ伺いたいのは、いわゆる公団式といふ——あなたの言うのだというような、非常に謙遜な気持であつた方がいいと思う。あなたが持つておられた方があつた方に、規格統一がつかないといふことを言いますと、設計者は主として自分の持つておるところの芸術的な良心、ことに芸術的な良心を満足させるために、規格統一なんかいたしません。結局規格統一された美といふものが、規格統一されたものの美と

いうものを大臣としては目標になさらぬと、非常に勝手なことを言うようですが、言葉が過ぎましたらあやまりますが、非常に勝手なまねをする傾向があります。多々あるのですね。そういう点を一つ御考慮願いたいのです。そうして、規格統一するための、何か量産化するためには規格統一するということとのために、何か働きかけをするような意思是ござりますか。建築材料を作つていいる団体にでも、何でもそういう方面に……。

○國務大臣(竹山祐太郎君) いや、決して投げやりや、小さい問題と考えておられるのではありません。それは、おそらく大臣の気持として申上げておるわけではありません。それから施行面にしましても、それから施行面に

こととも当然予想してのお答えを申し上げておるわけであります。ただ、今ここで直営にするとか請負の形式にするとかいうことを私がお約束を申したところで、実行の面においてまた変更なければならぬことも起つて参りまして、しかし、今国会で私がそうしたところまで公団の運営を束縛いたすことばかりと考えて、これはいずれ可能な限りということは申し上げたのでありますから、政府として全体の規格統一等をなすべきことはやらなければなりませんから、そういう線に沿つて公団の運営に最高の能力と技術をも合せて發揮できるように、われわれとしては十分、政府側ではそういう考え方で臨みますし、実行の面においても今御注意のように、なはる千名、千五百名になるかもわからない。従つて、どのくらい職員を百名程度の職員を考えておるというのでしょうか。八百名程度あるいは直営でやるべきふうに、八百名程度ならばほぼ直営はできぬと思うのです。もちろん民間の建設力に頼らなければならぬと思うのです。それを伺つておるのであります。

○田中一君 これはそういう、何も言質をとらえるのじゃないのですよ。せんだっての質問に答えてあなたは、八百名程度の職員を考えておるというのですよ。八百名程度ならばほぼ直営はやるべきふうに、八百名程度ならばほぼ直営はできぬと思うのです。もちろん民間の建設力を頼らなければならぬと思うのです。それを伺つておるのであります。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 当然そういふことであらうということを予想して、実は私は慎重なお答えをいたしておりますのであります。直営方式で全部をやるということになれば膨大な人員を要することになりますが、今組んでおります予算の構想はそういう点はあ

よりとらわれてはおりませんけれども、そう膨大な事務費を公団がとるよりも、できるだけ今ある機構を活用して、政府の負担は最小限度にいたしまして、政府の負担は考慮して、我が家がたくさんいいものが建つたことの方に私は重点を置いて考案しますから、そこで今御指摘のような点について、我が家が起りましようけれども、それについては、場合によれば直営的な必要が起りますから、そこまで今申し上げておる次第であります。

○田中一君 次に、分譲する分ですが、これはむろん、今御説明があつたように、アパート式四階ないし五階、エレベーターなし、十二、三坪程度、一棟二十四戸ないし三十六戸程度の用地計画の分譲地であるというふうに了解していいですね。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 大体そういうことを予算の基本として考えておりまして、これもだんだん欲が出て来りましようから、場合によればもつと高層のものを建てる必要も起りますが、そういうことも実行もしたいと思います。そういうふうに御理解をいただいていいと思います。

○田中一君 これは宮益坂のアパートでも問題になつたのです。この分譲した部屋といふもの、今法務府の方でお調べになつたと思ひますけれども、どういう形でこれが所有権というものが確認されることになつておりますか、御説明願いたいと思います。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 実は先ほども御答弁を申し上げたように、そういうことについて新しい立法措置を必要とするのではないかと、私はいろいろ御説明願いたいと思います。

との勘で考えておりますので、それを今研究をさしておりますが、なかなかことになりまして、まだどういう立法措置をしたらいいかという点に到達をしておりません。しかし何かやらなければ、今の法律だけの建前では新しい社会機構といいますか、新しい生活体制に応ずる処置として不十分だということだけはばく然とわかつておりますが、十分御指摘のようなケースをいろいろ考えて、必要な措置をとりたいと考えております。

ては、むろんこの法律を作った以上、十分御調査になつたはずです。また調査なしにこういうものができ上るものではございません。これはまあ法律技術的の問題ですから石破さんにも伺いますが、どういう根拠を持ってこうやつておるか。

○**國務大臣(竹山祐太郎君)** ちょっとその前に、私の申したことに誤解があつてはいけないので……。私も現在の法律制度のもとにおいて十分実行できるという前提で考えておりますけれども、だんだんと先のことを考えてゆくと、アパートの共同生活の態勢に応ずるようなためには、現行制度に進んで改正をする方がより便利なようになります。こういうことでありますから、お説のように、今の法制で十分消化し得ることを前提にしておることを、念のために申し上げておきます。

○**政府委員(石破二朗君)** 分譲住宅、アパート式のものを作り、しかも各戸ごとの分譲ということとの場合が起り得るわけでありますから、そういう場合には、お話を通り、各戸の個々の都屋については個々の所有権の登記の対象になるものと、かように考えておりまします。廊下その他共同の部分につきましては、やはりこれは共有ということで措置する以外になからうと思つております。

○**田中一君** 大体今のこといいと思うのですが、私も一応そういうふうに理解しておりますが、そこでわれわれは民法二百五十二条にあるところの持分の問題、共有の問題といふものにはつきりと規定しております通り、必然的に管理する組合といいますか、団体

といいますか、あるいはそうした共有部分に対する管理というものは、建設大臣が言っておるよう、一番重大な問題です。共有の部分ですが、これに対しましてはどんな構想を持つて、また分譲されたものの運営について考えておられるか、伺いたいと思います。

○政府委員(石破二朗君) お話を通じて、実際問題としてはその辺のところが一番肝心なところでありまして、一棟二十四戸ある場合に、それぞれ持ち主が違った、一番極端な例をあげますと。そういう場合に、共同施設を何らかめいめいで相談でもして共同で管理するというような方法をとらなければ、これは非常に住宅としては不適当のものが生まれるだらうと思うのです。これは実際問題としてやってみなければわかりませんけれども、私どもの考え方としては、少くとも一棟とか二棟とか、そういうものはたとえばある事業会社なら事業会社に一括して分譲するという例が多いと思いますが、そうでなく、分れて分譲する場合ももちろんあるわけございまして、そういう場合には、やはり分譲を受けた方が共同施設を管理するに一番いいような方法をとつてくれるだらうと思います。お話を通り、あるいは組合であろうとかあるいは共同の管理人でも置いてやろうとか、いろいろの方法が考えられるだらうと思いますが、その場合々々に応じまして、やはり公団としても分譲したという責任だけはあるわけありますから、その辺のこと

もよく考えまして、一へん分譲したら  
こっちは知ったこっちゃないというよ  
うな態度にならないように、適当に善  
処したいと思います。

○田中一君 それでいいと思ひます。

○田中一君 これはね、売るとなりますと、また一つの新しい問題が起きてくるんです。これはやはり、あまり金をうんと持っている者が十三坪の家を買うわけじゃないんでしようから、やはりある程度労働者本位にこれは家を分譲してやるうという考え方なんであります。

うから……。ところが、地価が高い所だと、買い切れない。全然買えないときがあるんですね、地価が高いと。そこで今度は、もしかりにこれが借地で、あつた場合、必ず借地には建てないと、いう原則が立つていいのはなぜなんですか。ある場合には借地でも建てなければならぬ場合がある。そういう場合に法律で規制しませんと、いわゆるまた貸しになるんです。土地の所有者から見ますと、公団が借地権を持っておつて、そして今度は建物を持ってている者、いわゆる自分の家を持つた者に当然この借地権というものは、民法の規定からいっても、既成でつづつとついてくるものなんです。自分の家を持つておる者についてゆくものです。かつまた四階の人人が持つておる借地権というものと、一階の人の持つておる借地権といふものは、割合はどうなるかというような問題になりますと、これはうるさい問題が起きてくる。その場合は一応法律でもって、分譲するときは法律できちつときめておかねといろいろなケースが出てくるだらうと思う。これは問題になると思います。その点はどうぞ考えておられますか。これは全部宅地といふものは公団で買うのだ、自分のものだという前提のもとに、そうしてそれは必ず売るんだというような前提があれば、これは一応解消できます。

ております。お話しの点、なるほど非常にめんどうな、権利関係が非常にめんどうな問題がたくさん起ると思いませんが、この法律に不足する部分はすべて民法の原則でやつていこう、かようと考えております。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 今の点は私は簡単に考へているのです、土地付で売つていくんですから。そうしませんで、これをいつまでも公園が持つている性質のものじゃないと思ひます。それからいろいろ特異なケースは考えられましょうけれどもそれはまたそのときの話で、それからまた貸しをするだらうということをいいますけれども、これは木造じゃないんだから、一たん建つた以上は少くも數十年の今までいくべきものですから、なるべく簡単に始末をしていきたいと考えております。

○田中一君 これは問題なんですよ。たとえば戦後二十四、五年くらいまでに作つた公営住宅あるいは住宅団から引き継いだ住宅なんというものは、これはただでやつても、もらつてくれ手がないのです。家賃の三百円なり五百円のものを、もうお前にくれてやるといつても、その人はもらわぬのですよ。なぜもらわぬかというと、木造住宅の維持費が高くつく、それよりも三、四百円の家賃を払つていって、地上権というものがどこまでもついていく。国有地でも民有地でも、地上権というものは十坪の家なら十坪、また出入りの道路、こうしたものは民法上の権利として自由に使えるのです。道路

というものは公共性あるものであつて、これはつぶすことができません。こうした事例と同時に、また二階の人と一階の人とは所有者が違った部分で、も、この場合には土地に対する所有権も、この場合には土地に対する所有権の権利を主張するか。これは共有土地の権利を主張するか。これは共有土地なんですね。一階と四階が非常に経済的な価値が違つた場合、その場合はそれをどうするかという問題が残るわけですね。そういう点はどういうふうに考へていらっしゃるのですか。

○政府委員(石破二朗君) 先ほど申し上げました通り、土地その他共同施設はやはり共有になるわけでござります。買った人の共有になるわけでございまして、この間共有の関係は、御承知の通り、法律といたしましても非常に民法の上におきましてもむずかしいことに相なつておりますが、私どもは一応民法にすべてを譲つて、その民法の規定するところに従つて処理していくと、かように考えております。

○田中一君 これは、買った人があしめた売つてからいませんか。

○政府委員(石破二朗君) 法律では、御承知の通り、禁止してはおりませんけれども、実際問題として、まあ買つてしまりますれば、悪い言葉で申しますと、ブローカー式のものが起る余地がある分にあると思います。従いまして、この法律の三十二条にもありますし、またこの法律の三十二条にはそれらの点についても建設省令で定めることに

なつておりますが、この規定に基きまして、建設省令なりあるいは個々の契約によりまして、買った人がする転売してもうけるというようなことがあります。たとえて申しますれば、一定期間はこれを転売は許さぬとか、転売する必要が起つた場合にはもう一ペんハーフに買い戻し権を保留しますとか、これらの措置を講じまして遺憾のないようになります。

○国務大臣(竹山祐太郎君) ちよつし  
つけ加えますと、これはもう私は常識で考えて、二十何年という償還を、年賦償還で売るので、一時金で買ってくれる金持ちはあれば別問題だが、それは契約のときにならんとするということはいたしませんから、実際問題としては大した心配はないと思つております。

○田中一君 実際問題が起るから、伺つてゐるのです。実際に起るのですよ。これは公団は数多くの家を建てなければいいといふことが主眼なんで、従つて金持ちが住宅投資をしようとする場合、何の苦労しないで國がやってくれるならば、安い一時金で買ってしまうおそれがある。今伺つたのですが、政令で支払いは二十四年と記めるといつても、金のある人は、ある時期に有利と思えば、残金を払つて自分のものになりますよ。会社の場合でも、自分の会社の従業員のために買うのだからといふれば、売るでしょう。二十四年以前には絶対に一時金を払つてもまけないという政令があれば別です。しかしながら、政令があつたにしても、政令よりも法律の方が僕は強いと思うのです。そこで民法の所有権といふもの

は、ただ政令でもつて所有権が移ったものに対する、一時払い買つたものに対しても、政令でどうきめようとも、左にされるものじゃないと私は思うのです。そういう点はどうなつてあるのですか。

○政府委員(石破二朗君) なるほど、法律にそういうことまで事こまかに規定しておくというのも一つの方法でありますけれども、私どもは法律的に申しまして、法律に根拠があり、さらに政令及び譲渡の契約に基いて設ければ、それで十分だと思ひますけれども、なおそれの具体的な実行方法でございますが、私どもはこれを譲渡をいたしましても、この担保権というようなものも設定しておくるつもりでござりますし、さような不都合のことは起らぬように処置したいと思います。

○田中一君 それはあなたの言つているのは、二十年、三十年で分譲をするのだという前提から言つてゐるのです。が、一時金では売らないという政令を作るのでですか。法律は一時金じき売らないということには書いてないと思います。それじゃ、一時金じき売らぬのですか。

○政府委員(石破二朗君) まあお話を通り、非常に初めから妙な目的で公団の住宅分譲を申し込んで、そしてそれを一時金払つてしまつて、払つたあとではなるほどもちろんその担保権を設定できません。そうした場合に売り払うといふことが、まあまれなケースと見てはそういうことも考えられぬではありますし、さような不都合なことは起らぬけれども、私どもは譲渡します際には、もちろんその相手方もよく見きわめた上で譲渡いたしたいと思ひますし、さような不都合なことは起ら

ぬものと、かように考えております。○田中一君 私は、あなたのおっしゃる通り起らぬかもわからない。起るかもわからないのですよ。従つて、政令で二十四年と言いますね、あなたは。二十四年分譲というものは分割払いといふものを一つの条件にするんだと。十

年でもって、自分が金ができましたから、一晩に払いましょう、こう言つても、もらえないということをきめる年です。しかしながら、そういうものも、明らかにあります。従つて、政令で二十一年以前には金はも

いませんということなんですね。それじゃ矛盾があるのです。民間資金の導入なり、あるいは民間自効建設というものを民間の自効建設に待つというような方針から言いますれば、これは三年たつて、金を三年分払つて、あととの金は、成るべく早く二十三万戸というも

のを、実際ないからといって、もし悪い政策と矛盾がある。そこで法律上の欠陥ではないからうかと僕は指摘している。なるほど、事実においてはそういうことが起きないかもわからないが、これが一晵に払いますと言つた方が、公団設立のためにもいい。りつぱに効果が上るのでよ。ましてや、二十三万何がしといふものを民間自効建設に待つというような考え方を持つが、一時金では売らないという政令を作るのである。法律は一時金じき売らないといふことは書いてないと思います。それじゃ、一時金じき売らぬのですか。

○政府委員(石破二朗君) まあお話を通り、非常に初めから妙な目的で公団の住宅分譲を申し込んで、そしてそれを一時金払つてしまつて、払つたあとではなるほどもちろんその担保権を設定できません。そうした場合に売り払うといふことが、まあまれなケースと見てはそういうことも考えられぬではありますし、さような不都合なことは起らぬけれども、私どもは譲渡します際には、契約もくそありませんよ、自分のものですから……。それで、まあかりにその政策を悪用されないように運用に努力をしていくべきかと思います。起らないからいいんだというの

ぬものと、かように考えております。○田中一君 こういうことがあり得るなら、転売を許さぬということは、法的には、二十四年前には金はも

いませんといふことになる。これは転売は許さぬということになるから、転売を許さぬということは、法的には、二十四年前には金はも

いませんといふことになります。それじゃケースなんですよ、実際にですから、これはもしそういうことをお考えになら、転売を許さぬといふことは、法的には、二十四年前には金はも

いませんといふことになります。それじゃ

から、御注意の点は運営に際してもよく注意をいたして参りたいと思いま

す。○田中一君 こういうことがありますと、ほんとうに、新たな規定を厳重な規定を入れることもこれまたいかがかと思いますし、またさらに一步進みまして、それをかりに法律で禁じたといたしまして

も、実際にそれを売つてしまう場合、これが果して、違法は違法でありますけれども、その場合無効かどうか、

いということをはつきりと政令で認めますか。きめるという御返事願えればけつこうです。そうすれば、その心配はないのですが……。

○田中一君 もちろん。○政府委員(石破二朗君) もちろん。○田中一君 おらないでしよう。そこ

で、今言う立法上盲点がありはせぬかとなんですが、悪いことをやろうとする

ことは、これが無効にせぬと所期の目的が達成せられぬわけでございますが、そ

れ持つております。

○田中一君 おらないでしよう。そこ

で、今言う立法上盲点

ば、その程度ならば売つてもいいのじやないかという規制をしているんですよ。そういう点について、われわれも非常に苦労をしたところなんですが、そういう点も、そこまでしませんと、立法をする人は、結局国民がいやおうなしにそれに従わなければならぬ。そこまでの配慮が望ましかったというのですよ。今さらこれを修正しようといふものじやございませんけれども……。

○石井桂君 なお、私、今の田中さんとの触れている問題とちょっと違つてゐるのですよ。今さうこれを修正しようといふものじやございませんけれども……。

○石井桂君 なお、私、今の田中さん

の土地が非常に今高騰を続けているの

ですが、これはほつとおきますと、

どんどん高くなつて、あべこべにブ

レーキになるのじやないか。何か地価

を統一抑制する方策をお持ち合せになつておりますか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは非

常にむずかしい問題だと思いますが、

高騰は困ることでありますけれども、

うつかり人為的な措置をすることによつて、逆に刺激をして高くするよう

なことになつてもいかがかと考えて、

慎重に検討はいたしております。われ

われの今の立場からいいますならば、

公団ができまして百万坪の土地造成を

一挙にやるというようなことによつて、宅地の総体的な供給を多くすること

が、一方、宅地の全面的な高騰を抑える一つの方策ではないか。もちろん、それだけでとめられるとも考えら

れませんけれども、供給をふやすとい

うことを一方でやらないで、法的に規

制することは、なかなかこれは微妙な心理を考え、いかがかと考えてお

りますが、よくその点についても慎重

に注意をいたして参りたいと思いま

す。

○委員長(石川榮一君) ちょっと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君) 速記をつけ

て。

○石井桂君 なお、私は住宅をうんと

建てるために、住宅行政機構といふよ

うなものが強固であることを希望する

ものであります。最近地方行政機構

の改革といふ名の下に、住宅を担当し

ている部局あるいは課がつぶされる所

が、この都心の場合はよろしいが、そ

の他の場合で最小限度のパブリック・

ユーティリティの施設がない場合があ

ると思うのです。そういう場合に、そ

の住宅に入るといふ場合に、直ちに

必要な水道、ガス、電気、あるいはさ

らに電話電信等の設備であるとか、あ

るいはまた相当大規模の場合には小学校も考へ得ると思うのです。こういう

ようなものについてどういったような

お考えをお持ちでしょうか、一応伺つておきたいと思います。

○國務大臣(竹山祐太郎君) ごもっと

も御注意であります。できるだけ

よくお話し合い下さればわかることと存じますので、それを要望しておきます

と同時に、この住宅公団法の中には土

地の区画整理の事業があるので、東

京都におきましてはかなり人員など

も、それに対する機構なども完備され

ておるようですが、地方によりまして

は、お話しのように、相当整備をいた

した都市の建設ということをやって参

ります。そういう計画ができるよう

に承知いたしております。で、国

鐵で実例を見ますれば、京浜線の三〇

〇%の座席効率を今二割減少するため

して、非常に御承知の通り、ラッ

シュー・アワーでは今座席効率三〇〇%

ということになつております。で、国

鐵で実例を見ますれば、京浜線の三〇

〇%の座席効率を今二割減少するため

に、つまり二四〇%にするために、五

年の日子と四百億円を要するのであり

ます。そういう計画ができるよう

に承知いたしております。これはなか

なか容易にいかぬと思うのであります

て、都市の規模の大小によりますけれ

ども、相当な規模でこれを運営すると

いう場合には、なるべくすみやかに交

通機関によく計画をお話しになつて、

これに適合する施設を直ちに計画を立

て、実施しますように、連絡をおと

り願うことがきわめて必要だと思ふ

ています。

○國務大臣(竹山祐太郎君) ただいま

おきたいのですが、ロンドンで衛星都

市を作つた場合に、パブリック・ユー

ティティの施設費が住民一人当たり、

の点は一番重大な点と考えておりま

す。

○田中一君 では、日本分譲住宅公社

の方はこれは了解しました。それで、

他の類似名称というものはどの範囲か

日本貨幣に換算して約百万円要したと

聞きました。

○村上義一君 一、二点お伺いしたい

と思います。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 御注意の

点は、よく心得て努力をいたしたいと

能であると思うのであります。またそ

れほどの必要もないじやないかと思

うのであります。大体に考えて、

これは衛星都市というても実は通勤都

市だと思われるであります。従いま

して、相当遠隔の地にこの通勤都市を

造営せられる場合に、通勤ということ

はこれまで久くべからざる点だと思う

のであります。で、おそらく現在の交

通機関による、またよれるような所を

選定になることと思うのであります。

○田中一君 第八条に名称の、類似名

称の使用を制限しているのがあります

が、日本分譲住宅公社というものは、

これは類似名称でございますか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは法

律御審議のお立場でどうぞお考へをい

ただいて、われわれはわれわれの法律

で考へて参ります。

○田中一君 そうしますと、ここで

もって少くとも法律でもって名称に対

して制限を加えておるということは、

これは重大な問題なんです。従つて、

この制限を加えようとするならば、こ

の範囲からこの範囲のものは類似名称

なりということを明示しなければなら

ねと思いますが、建設大臣に伺います

が、それをはつきり御明示いただけま

せんか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) といふこと

の範囲からこの範囲のものは類似名称

なりということを明示しなければなら

ねと思いますが、建設大臣に伺います

ということを、はつきりと御明示願いたいのです。

○政府委員(石破二朗君) まあその法律のねらいとしておありますところは、これによつて善意の第三者が不測の被害をこうむるということを防止しよう、こういう趣旨から出ていることはもちろんありますし、不測の第三者がこれと間違えさせなければこれは差しつかえない。従いまして、非常に間違いやさしいというのが類似という範囲に入るわけであります、さて、そこで具体的な問題といたしますれば、

○田中一君 これと同じような名称を付している団体の法律があれば、それを一つ御説明願いたい。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これは私どもの知つてゐる限りは、これはこういう特殊立法によるやつは、これはほとんど例外なく入れております。

○田中一君 どんな法律ですか、例外なくといふのは。

○政府委員(石破二朗君) たしか住宅金融公庫法におきましても、これと同様の趣旨の規定をいたしてゐるかと思います。

○田中一君 ほかには。

○政府委員(石破二朗君) 一々ここに法律を持っておりませんけれども、これ例を申し上げますと、非常に誤解を呼びますので、一応考えてはおりますけれども、これは該当する、これは該当しないという御答弁は、差し控えさしていただきたいと思います。

○田中一君 もし、これに非常に類似の名称が登録されて、法的な根拠をもつて登録されておったならば、どういたしますか。

○政府委員(石破二朗君) この法律が通りますれば、やはり類似のものに用いられないことになるわけであります。ただ、先ほど申し上げました通

○委員長(石川榮一君) 次に、住宅融資保険法案の総括質問に入ります。御質疑のある方は御発言を願います。

○田中一君 この法案につきまして、金融機関、いわゆる銀行、保険会社、無尽会社、信用金庫、労働金庫及び信託協同組合というものが当然貸さなければならぬということに解釈してよろしいか。貸してくれれば借りてよろしいと——貸したものに對してはこういう保険をしてやるというのか。どちらに考えていいのですか。貸さなければならぬというのか、この法律の趣旨が貸さなければならぬという強制

をしようという趣旨のもとにできているのか。貸した場合には、十分の八までの負担を未回収の場合には保証しようと、そういうのをやることについて

の話し合いは、大蔵省からやつてもらひ、連絡をしてもらつておるわけですが、十分理解と協力を期待してこの制度をいたしたわけで、私もあらゆる機会において話し合いはいたしておりますが、各方面的金融機関が協力をしようと言つてくれておるようなわけであります。

○田中一君 私はこの法律が一方的に回るということを期待をしておることは事実であります。

○田中一君 こういう法律が一方的に回ると思ふのです。一応民間自立建設二十四万戸のうち、どのくらい

これによつて建設されるかは別といたしましてですよ。ただ、こういう法律を作りましても、いわゆる自主権を持つところの金融機関が貸さない場合に

も、五分でも、時間があればちよつと聞かないという場合には、これはむろん今御答弁のように、貸さない場合に

はやむを得ませんよと、こういうことなんですね。貸さない場合にはやむを得ませんよ、借りた場合には保証しま

すということなんですね。そこで、そ

うならば、政府は第二条第三号にあげたところのこの金融機関にどういう働きをしておつたか、またどの程度の了解を受けておるのか、また借りる人間の所得というものに条件があるのか、あるいは財産というものが貸付の対象になるのか。一応相当深くこの金融機関とは話し合いをしたものと考えられるのです。全然話し合いをしない

か、あるいは貸付の対象になるのか。一応相當深くこの金融機関からはこれでも促進されるであろうということだけでは、どうもわれわれは了承できないのです。そうしま

で、ただ公約した民間自立建設の幾分かはこれでもって措置してくれるだろうといふことです。

○田中一君 この保険料の百分の三以内といふのは、大体どのくらいな保険料金にするおつもりですか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これは本会議の際も申し上げましたように、百分の二で今のところは政令で実行する考え方であります。将来実行してみてもっと安く済むように努力をしてできればできるだけ低くいたしたいと考へております。

○田中一君 これは結局借りる者の負担ということに了解してよろしくご

いう意味で、銀行、会社、その他に対

するこいつものをやることについて

の話し合いは、大蔵省からやつてもらひ、連絡をしてもらつておるわけ

があります。同時に、銀行がやるかやらぬかという問題は、これは強制はできません。しかし、御承知のように、住

宅政策を政府が強力にやるために、金融機関に対し、貸付の順位を変更して住宅を優先的に扱つてやれといふとともに、すでに金融機関に政府の見解として指示をいたしております。

○田中一君 そこで大蔵大臣にちよつとでも、五分でも、時間をあればちよつと来てもらつていただけませんか。私はこれは非常にいいと思うのです。いい

とも、これまでの思いやりがあるならば、それを確約したいと思いますが

臣がそこまでの思いやりがあるならば、それを確約したいと思いますが

わざわざお詫びをいたさうございます。そこで、大蔵大臣にちよつとでも、五分でも、時間があればちよつと

来てもらつていただけませんか。私はこれは非常にいいと思うのです。いい

とも、これまでの思いやりがあるならば、それを確約したいと思いますが

わざわざお詫びをいたさうございます。そこで、大蔵大臣にちよつとでも、五分でも、時間があればちよつと

来てもらつていただけませんか。私はこれは非常にいいと思うのです。いい

ざいますか。

○政府委員(石破二郎君) まあ私ども  
といったましましては、できればこれは金  
融機関の方に、この百分の二といふ保  
険料は持つていただきたいのであります

すけれども、必ずしもまあそともい  
かぬようございまして、中小企業等  
の場合の前例を調べてみると、ある  
程度役所側で、政府において借り手の  
方にしわ寄せにならないよう規定を  
しておるようあります。建設省とし

ましても、そういう配慮のもとに所要の規制をいたしまして、借り手の方にこれが全部負担にならないよう適当なところで制限をしたいと、かようた考えております。

○田中一君 それはどういう方法ですか。  
す。百分の一といふものは、二分といふものは借り手の方にかかるいよう  
な措置といふのは、どういう方法をと  
るのですか。

○政府委員(石破二朗君) 方法といった  
しましても、これからまあやることで  
ありますて、まだがつちりときめでお  
るわけではありませんけれども、通産  
省等におきましては通達でやっておる  
ようであります。向うの例は保険料の  
三分の二以上は借り主の方に転嫁して  
はいけないというようなことでやつて

○田中一君 そうすると、百分の二は  
借り手にかかるということですか。  
○政府委員(石破二朗君) 百分の二全  
部をその借り主の方へ転嫁さしてしま  
うことのないように、百分の一のう  
ち、その三分の二以上を借り主の方に  
転嫁してはいけないということで指導  
をしておるようであります。

融機関というものは、銀行、保険会社、

無尽会社、信用金庫、労働金庫、信用協同組合ですか、現在日本では金利の統制はいたしておりません。従つて、貸付金というものは別々になると思うのです。大体建設大臣の了解しておりますところの金利、今ここに上げたところの五つか六つのものは現在どのようない形で融資をしておるか、金利のことがわからないものですから、御説明願いたいと思うのです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これはいろいろな金融機關がありますし、ケースがみんな違いますから、調査をいたしましてまた御報告をいたしたいと思いますが、一々はちょっととわ

○田中一君 それではこの点につきましては、資料で一つお出し願いたいと思います。

りられるというようになつておりますから、農業協同組合も預金事務、金融事務を扱つておりますけれども、農業協同組合をここから抜いたということはどういう理由によるのですか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これも理論的には入れてもいいと思いますけれども、初めてのことではありますし、

○委員長(石川榮一君) 速記をとめ  
て。  
〔速記中止〕  
○委員長(石川榮一君) それでは、総括質問は終了いたしましたが、次の定  
めに加えることをいたしませんでし  
た。

例日七月五日に午前十時から開会いた

しまして、総括質問の残りの一部と、逐条審議に入ります。  
今日はこの程度で散会いたします。

午後三時五十七分散会

九日

第十二部 建設委員會會議錄第十七號

昭和三十年六月三十日【參議院】

昭和三十年七月六日印刷

昭和三十年七月七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局